

甲佐町放課後児童健全育成事業「ゆうぐれハウス（仮称）」運営事業者募集要項

甲佐町放課後児童健全育成事業「ゆうぐれハウス（仮称）」の運営にあたり、充実したサービスの提供を目的として、専門知識と経験を有する民間事業者に事業運営を委託するために、事業者の募集及び選定方法その他必要な事項はこの要項のとおりとし、公募型プロポーザル方式により実施する。

1. 委託業務名

甲佐町放課後児童健全育成事業「ゆうぐれハウス（仮称）」運営業務委託

2. 業務委託期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

3. 業務内容

甲佐町放課後児童健全育成事業「ゆうぐれハウス（仮称）」運営業務

詳細は、甲佐町放課後児童健全育成事業「ゆうぐれハウス（仮称）」運営業務委託仕様書を参照

4. 参加資格要件

次のいずれにも該当する者とする。なお、資格要件の確認基準日は、参加申請受付日とし、委託契約の締結までの期間に事業者が資格要件を欠くような事態が生じた場合には、委託契約の締結はできないものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条による破産の申立て（同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る破産の申立てを含む。）がなされていない者
- (3) 民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受けていない者、又は、第三者の債権保全の請求が常態となっていない者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る更生手続開始の申立てを含む。）がなされていない者
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者
- (6) 会社法（第17年法律第86号）第514条に基づく特別清算開始命令がなされていない者

- (7) 国税・都道府県税・市町村税等を滞納していない者（※1）
- ※1 所得税、法人税、復興特別所得税、消費税、事業税、地方消費税、固定資産税、自動車税、住民税等（県民税、市町村民税等（※2））
- ※2 町内に住所を有する事業者については、町税、使用料その他本町及び甲佐町水道事業に対する料金の滞納がないこと。また、町税以外の債務の履行状況について調査されることに同意していただく必要がある。
- (8) 次に規定する暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は法人の代表者又は役員が暴力団員（法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。
- ア 甲佐町暴力団排除条例（平成23年甲佐町条例第7号）第2条第2号から第5号までに該当しない者
- イ 熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）に違反している事実がない者
- (9) 法務省による「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に規定する反社会的勢力でない者
- (10) 熊本県内に本部又は活動拠点を置いていること。
- (11) 民法第33条に規定する法人（社会福祉法人、学校法人、株式会社、NPO法人等）であること。
- (12) 本町の児童福祉行政を良く理解し、運営において積極的に協力できる事業者であること。
- (13) 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものではないこと。
- (14) 令和2年度以降の完了している業務実績のうち、次のいずれかの施設に係る管理運営実績を有していること。
- ・児童福祉法（昭和22年法律第164号）第六条の二の二に定める事業を行う施設
 - ・児童福祉法第六条の三に定める事業を行う施設
 - ・児童福祉法第七条に定める事業を行う施設
 - ・放課後児童健全育成事業所
 - ・認可保育所
 - ・認定こども園
 - ・幼稚園
 - ・放課後等デイサービス
 - ・児童館
 - ・上記のいずれかの施設に類する施設であり、町長が適当と認めるもの
- (15) 甲佐町放課後児童健全育成事業「ゆうぐれハウス（仮称）」運營業務委託仕様書に規定する支援員の配置を確実にを行い、委託期間中において支援体制を整えることができる者であること。

5. 選定までのスケジュール

町ホームページ公開期間	令和7年1月17日（金） ～ 令和7年2月7日（金）
質問受付期間	令和7年1月17日（金） ～ 令和7年1月24日（金）
質問回答期限	令和7年1月28日（火）
参加申込書提出期限	令和7年1月31日（金）午後5時
全書類提出期限	令和7年2月7日（金）午後5時
企画提案等説明会（プレゼン）	令和7年2月中旬
事業者選定	令和7年2月中旬
委託業務準備（利用希望者への打合せ 等）	令和7年2月下旬～3月
甲佐町放課後児童健全育成事業「ゆうぐれハウス（仮称）」運営委託契約締結及び運営開始	契約締結 令和7年2月下旬 運営開始 令和7年4月1日

6. 参加申出について

参加申出をする者は、公募型プロポーザル参加申出書（様式第1号）とともに次の添付書類を提出し、審査を受けるものとする。

なお、参加する事業者は参加申出書の提出をもって、本募集要項等の記載内容に同意したものとする。

また、参加資格確認の基準日は、公募型プロポーザル参加申出の提出期限とする。

本プロポーザルに参加しようとする事業者は、次の書類を提出すること。

(1) 参加申出書及び添付書類（以下「参加申出書類」という。）

- ア 公募型プロポーザル参加申出書（様式第1号）
- イ 法人概要（パンフレット等の使用も可）
- ウ 直近年度の決算書
- エ 業務実績書

令和2年度から令和6年度までの過去5年間の業務実績のうち、4（14）のいずれかの施設に係る管理運営業務を対象とする。業務実績書（任意様式）は、「発注機関名」、「契約期間」、「業務名・業務内容」及び「契約金額」を記載すること。

オ 業務実績関連資料

業務実績書に記載した業務内容が確認できる資料（契約書の写し等）を提出すること。ただし、資料が10件を超える場合は、直近の10件とする。

カ 業務実施体制調書

キ 納税証明書（参加申出書提出の日から3か月以内に発行された証明書で、国税及び地方税の未納がないことを示すもの。なお、地方税については、本業務を主に担当する事業所等が所在する地方公共団体が発行するもの。）

(2) 提出方法

(1) の提出書類を(4)の提出先まで直接持参すること。

(3) 提出期限

令和7年2月7日（金）午後5時まで

(4) 提出先

住所：上益城郡甲佐町大字豊内719番地4
甲佐町役場 福祉課 子ども支援係

7. 質問の受付及び回答

(1) 受付期間：令和7年1月17日（金）～令和7年1月24日（金）

(2) 受付方法：質問書（別紙1）に必要事項を記入の上、FAX又は電子メールにて提出。※提出後、受信確認の連絡を行うこと。

(3) 提出先：甲佐町役場 福祉課 子ども支援係

FAX番号 096-234-3964

メールアドレス hukushi04@kosa.kumamoto.jp

(4) 回答：令和7年1月28日（火）までに町公式サイトに掲載する。

※質問については、提出書類の作成に関することのみ受け付ける。

8. 参加資格の審査及び提案書提出要請の通知等について

(1) 参加資格の審査及び提案書の提出要請

提出書類の内容を審査し、参加資格のある事業者に対し、令和7年2月3日（月）までに公募型プロポーザル参加資格確認結果通知書（様式第2号）及びプロポーザル参加要請書（様式第3号）を送付する予定である。

(2) 辞退届の提出

参加申出書を提出した後又はプロポーザル参加要請書を受けた後に辞退する場合は、令和7年2月7日（金）までに、提出意思確認書（様式第5号）を提出すること。

9. 提案書等の提出について

(1) 提出書類

プロポーザル参加要請書を受けた者は、次の書類を提出すること。

ア 提案書表紙（様式第4号）1部

イ 提案事項を記載した提案書（任意様式30ページ以内）

正本1部、副本7部

※次の事項については、必ず記載すること。

評価項目	評価項目詳細	評価基準
運営指針	運営方針と理念 保育方針と保育内容	放課後児童クラブの意義や児童の育成についてどのように考えているか
		放課後児童クラブの運営を行うに当たりどのような点に重点をおいて業務を行うのか
育成支援	育成支援	児童の育成のためにどのような支援を行うのか (独自で行う取組等についても評価)
	生活環境	児童が充実した放課後児童クラブの生活を過ごすためにどのような方策を行うのか (独自で行う取組等についても評価)
	配慮が必要な児童の対応 児童虐待等への対応	配慮が必要な児童（アレルギー、障がい児又は虐待への対応が必要な児童等）に対し、どのような支援を行い、体制を整備するのか
支援員の体制	支援員の確保と配置	甲佐町放課後健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づく放課後児童支援員等の適正な人員確保及び配置体制となっているか。
		職員の緊急的な欠員に対応できる体制をとっているか。
		配慮が必要な児童に対する加配等に対応することができるか。
		土曜日や長期休暇等長時間に及ぶ開設日も適当な対応ができるか。
	支援員の採用基準と雇用条件	現在放課後児童クラブに勤務している職員の継続雇用が可能か。
		甲佐町在住の職員の雇用を優先することができるか。
熊本県が定める最低賃金以上の賃金となっているか。		
支援員の研修計画	職員の資質向上に努めるための研修への積極的な参加を促しているか。	
安全管理	事故防止策と事故発生時の対応、衛生管理	児童の事故防止及び衛生管理の対策はどのようなものか。
	防災と防犯対策	災害及び不審者の侵入等非常時における対策はどのようなものか。
		安全計画等を作成し、適切な訓練の実施を検討しているか。
個人情報保護	運営上知り得た個人情報の取扱いをどのようにするか。	
保護者との連携及び苦情対応	保護者との連携 苦情対応	保護者との連携及び信頼関係の構築のためにどのような取り組みを行うか。
		保護者からの要望又は苦情への対応をどのように行うか。
関係機関との連携	学校や地域等との連携	学校及び地域との連携及び信頼関係の構築のためにどのような取り組みを行うか。

ウ 見積書（様式第6号-1） 1部

※見積に係る積算内訳書を別途送付すること（様式第6号-2）。

※次の事項を記載した封筒に封入封緘して提出すること。

- (ア) 業務名称
- (イ) 提出者の所在地・名称・代表者名
- (ウ) 見積書が封入されている旨（「見積書在中」など）

10. 提案のヒアリング

後日、事業者ごとに事業企画書等を基にプレゼンテーションを行うものとし、次によりヒアリングを実施する。

(1) 実施日時及び実施場所

令和7年2月中旬、甲佐町役場庁舎内を予定

※実施日時及び場所については、後日文書にて通知する。

(2) 提案内容の説明時間

提案内容説明 20分以内（準備を含む）

質疑応答 10分程度

(3) 説明者

1事業者あたり3名までとする。

(4) その他

- ・プレゼンテーションは、非公開とする。
- ・プレゼンテーションは、事前に提出した事業企画書等を用いて実施することを許可するが、追加資料の配布は認めない。
- ・プレゼンテーションでパソコン、プロジェクター等を使用する場合は、事前に町担当課へ連絡し、参加する事業者において準備すること。

11. 選定方法及び結果の通知

- (1) 選定にあたっては、町職員で構成する選定委員会を設置し、選定評価基準に基づく評価点により行う。（審査項目は別紙審査要領のとおり）
- (2) 審査の結果、最高得点を獲得した事業者を委託契約者として選定する。なお、審査結果については、後日参加した事業者全員に文書にて通知する。
- (3) 審査内容は公表しないものとする。
- (4) 審査結果に対する異義は一切受け付けない。

12. その他

- (1) 提出された書類は、本業務目的以外のものには使用しない。
- (2) 提出された書類は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
- (3) 提出された書類については返却しない。
- (4) 申込書等の作成及び提出にかかる費用は、申込者の負担とする。
- (5) 参加する事業者が1者のみの場合においても審査を行うものとする。

13. 問合わせ先

〒861-4696 熊本県上益城郡甲佐町大字豊内719番地4

甲佐町役場 福祉課 子ども支援係

電話：096-234-1114（直通） FAX：096-234-3964

メールアドレス hukushi04@kosa.kumamoto.jp